

豊後高田市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士が働きやすい環境を整備することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的とし、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を予算の範囲内で補助することについて、豊後高田市補助金等交付規則（平成17年規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、市内に所在し、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を受けた法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた施設を除く。）
- (2) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、私立の保育所等を運営する事業者であって、次の各号のいずれにも該当する宿舎に次条に定める補助対象保育士を居住させているものとする。

- (1) 補助事業者が直接借り上げている物件であること。
- (2) 市内に所在する物件であること。
- (3) 補助事業者又は補助事業者である法人の役員、職員その他の利害関係者が所有する物件でないこと。

(補助対象保育士)

第4条 補助対象保育士は、の資格をもった者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業者に雇用されてから5年（60月）を経過していないこと。
- (2) 保育業務に従事しており、労働時間が1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務していること。
- (3) 施設長又は補助事業者である法人の役員でないこと。
- (4) 豊後高田市に住民票があること。

(補助対象期間等)

第5条 補助対象とする期間は、毎年4月から翌年の3月までとする。

2 補助金の支給は、申請の翌月からとし、1月を単位とし、補助対象保育士が月の初日から末日まで第3条各号に該当する宿舎に居住している期間とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象保育士1名につき次に掲げる月の経費の合計から本人負担分を除いた額とする。

- (1) 賃借料
- (2) 共益費及び管理費
- (3) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費又は41,000円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の規定による申請は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 雇用契約書
- (4) 保育士負担予定額届出書(様式3号)
- (5) 物件の賃貸借契約書の写し
- (6) 保育士証の写し

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第4号)
- (2) 収支決算書(様式第5号)
- (3) 雇用契約書
- (4) 保育士負担額確認書(様式第6号)
- (5) 物件の賃貸借契約書の写し
- (6) 物件借り上げに係る経費支払書(領収証等)

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。